

令和5年度

都市公園における
自動販売機設置事業者募集要項
(都市公園法の設置許可)

青 森 市
(経済部地域スポーツ課)

令和5年度都市公園における自動販売機設置事業者募集要項

青森市が行う都市公園における自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に応募される方は、この募集要項、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱（令和3年1月1日実施）、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する一般競争入札実施要領（（令和3年1月1日実施）以下「要領」といいます。）をよく読み、次の事項をご了承のうえお申し込みください。

1 目的

青森市の収入確保を図るとともに、都市公園の機能増進及び利便性向上を図ることを目的とし、一般競争入札により設置許可予定者（以下「許可予定者」といいます。）を選定します。

2 許可物件

許可物件は、別紙1「許可物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。なお、入札の執行前又は許可予定者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（要領第6条第1項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）又は許可予定者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告（要領第3条に規定する公告をいいます。以下同じ。）の日から過去3年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は青森市に住所を、法人の場合は青森市に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（青森市に対して納税義務のあるものに限り、）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び青森市において、公告の日から過去3年間において食品衛生法（昭和22年法

律第233号) に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき、青森市が許可予定者に対し、公園施設（自動販売機）の設置を許可する方法により行います。

(2) 設置許可手続き及び許可期間

ア 許可予定者から自動販売機の設置の許可申請を受け付け、市が申請に係る書類を審査して別紙2「都市公園における自動販売機の設置許可条件」を付して許可します。

イ 許可期間

許可の期間は、別紙1「許可物件説明書」のとおりです。許可期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、青森市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が許可条件に違反する行為を行ったとき、その他青森市が必要と認めるときは、許可を取り消すことがあります。

(3) 使用料

使用料は、入札により決定した金額とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置し、使用料とは別に、青森市が算定した電気料について、青森市が指定する期日までに納入してください。

(5) 許可面積

許可面積は、別紙1「許可物件説明書」のとおりです。

(6) 設置条件

許可期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び一部の物件において使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、青森市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「許可物件説明書」のとおりです。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出してください。
郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付はいたしません。

(2) 提出書類

ア 申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 委任状（様式3）

エ 事業者（会社）概要（形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。）

オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 営業証明書又は登記事項証明書（写し可）

（ア） 個人の場合：営業証明書

（イ） 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

ク 国税の納税証明書（その3の2、その3の3は証明書の種類）（写し可）

（ア） 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」、「復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

（イ） 法人の場合：「その3の3」の「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

ケ 取扱商品一覧表（様式5）（通常取り扱っている商品。）

コ 設置する自動販売機のカatalog（寸法等が確認できるもの。）

サ 自動販売機の管理等に関する届出書（様式6）

個別業務の実施者が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ 複数物件に申し込む場合は、まとめて申し込みできます。

※ カからクまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。

ただし、「令和5年度青森市競争入札参加資格者」として認定され、名簿に登載されている者は、ウ、エ及びカからクまでの証明書類は省略可能です。

また、カからクまでの証明書類は、写しの提出も可能です。

(3) 印鑑証明書の留意事項

ア 法人の場合：登記している所轄の法務局が発行したものを提出してください。（写し可）

イ 個人の場合：市民課（駅前庁舎1階、浪岡事務所1階）、柳川庁舎、市内各支所・市民センター（油川・荒川・西部）・高田教育福祉センター・東岳コミュニティーセンターで発行します。（写し可）

(4) 営業証明書の留意事項

営業証明書は、納税支援課（駅前庁舎2階、浪岡事務所1階）で発行します。（写し可）

(5) 国税の納税証明書の留意事項

国税の納税証明書については、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に納税証明書の交付請求を行ってください。なお、納税義務がない場合でも証明書は発行されます。請求手続き等についての詳細は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照してください。

（写し可）

(6) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類の返却はいたしません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 一物件につき同一人が代表者となる法人等が重複して入札参加した場合、いずれのした入札も無効とします。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、許可予定者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(8) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに**令和6年3月4日（月）までに**一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）を発送します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(9) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。この場合、書面で回答します。

ア 提出先 青森市 青森市新町1丁目3番7号 3階 経済部 地域スポーツ課

イ 提出期限 **令和6年3月6日（水）午後5時まで**

ウ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は受付いたしません。

(10) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 地域スポーツ課

イ 質問期限 **令和6年2月28日（水）午後5時まで**

ウ 提出方法 質問は、質問書（様式8）により行い、上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。

エ 回答期間 **令和6年3月6日（水）まで**

オ 回答方法 回答は、質問書を受理してから、上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、青森市ホームページに掲載します。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

入札の日時及び場所は、別紙1「許可物件説明書」のとおりです。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書（様式9）

(ア) 入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出してください。

(イ) 入札金額は、上記4(2)イの**許可期間中の対象物件の使用料の総額（32ヶ月分、33ヵ月分**

または36ヵ月分の金額）を記載してください。なお、入札金額は、別紙1「許可物件説明書」に記載された最低使用料（以下「最低使用料」といいます。）を下回らないよう注意してください。

- (ウ) 落札決定に当たっては、屋内の物件（物件番号5～17）については、入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、見積った入札希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、屋外の物件（物件番号1～4、18～26）については、10%を加算せず、入札金額をもって落札価格とします。
- (エ) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 委任状（様式10）

- (ア) 代理人により入札するときは、必ず委任状（様式10）を提出してください。
- (イ) 使用する印鑑は、入札書と同一のものとしてください。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加者資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- エ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- オ 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- カ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- キ 記名及び押印のない入札額での入札
- ク 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- ケ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- コ 最低使用料未満の入札
- サ その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定

- ア 入札書を公開の場で開札し、許可物件に対し、青森市が設定する最低使用料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。
- イ 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を青森市ホームページで公表しますので、あらかじめご承知ください。

(6) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあっては、入札辞退届（様式11）を別紙1「許可物件説明書」記載の申請書等の提出先に直接持お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出してください。

イ 入札執行日にあっては、入札辞退届（様式11）又は入札を辞退する旨を明記した入札書（様式9）を、入札を執行する者に直接提出してください。

7 許可予定者から設置事業者への手続き

(1) 設置の許可申請

設置の許可申請及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 使用料の納付

各年度、青森市が発行する納入通知書により、青森市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは別紙2「都市公園における自動販売機の設置許可条件」10をご覧ください。

(3) 契約保証金

免除

8 許可予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可予定者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに設置の許可申請手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 許可予定者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、許可予定者として相応しくないと青森市が判断したとき。

9 許可予定者が設置を辞退した場合

許可予定者が自動販売機の設置を辞退した場合、青森市において新たな許可予定者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該許可予定者の次に高い価格で入札を行った者を許可予定者とし、新たな設置事業者を決めることができます。

ただし、設置を辞退した事業者は、今回の入札以降に行われる本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を制限する場合があります。

10 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消します。

(1) 許可期間中に、青森市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと青森市が判断したとき。

(4) 「都市公園における自動販売機の設置許可条件」に定める義務を履行しないとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、青森市が指定する様式により報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、青森市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、青森市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び設置許可に基づく履行に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、青森市財務規則等の法令を遵守してください。

12 この募集要項に関する問合せ先

青森市 経済部 地域スポーツ課 総務管理チーム

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号

電話 017-718-1428

※ 資料

3の(1)及び(2)関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4の(1)関係

都市公園法（昭和31年法律第79号）

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第5条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 略

許可物件説明書

1 許可物件

物件番号	公園名称	施設名称 設置場所	所在地	許可面積(m ²)	台数	販売品目	許可期間	最低使用料 (税抜き)	条件
1	合浦公園	青森市宮野球場 1階(一塁側) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.84 幅(m)×奥行(m) 1.166×0.722	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	11,827円	※1、2のとおり
2	合浦公園	青森市宮野球場 1階(一塁側) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.95 幅(m)×奥行(m) 1.318×0.728	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	13,376円	※1、2のとおり
3	合浦公園	青森市宮野球場 1階(三塁側) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.84 幅(m)×奥行(m) 1.159×0.725	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	11,827円	※1、2のとおり
4	合浦公園	青森市宮野球場 1階(三塁側) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.95 幅(m)×奥行(m) 1.318×0.728	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	13,376円	※1、2のとおり
5	合浦公園	青森市宮野球場 1階(エントランス) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.72 幅(m)×奥行(m) 0.999×0.730	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	10,137円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内) ※災害対応型とすること
6	合浦公園	青森市宮野球場 1階(エントランス) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.78 幅(m)×奥行(m) 1.032×0.765	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	10,982円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)

物件 番号	公園名称	施設名称 設置場所	所在地	許可面積(m ²)	台数	販売品目	許可期間	最低使用料 (税抜き)	条件
7	合浦公園	青森市営野球場 1階(エントランス) 《位置図参照》	青森市合浦二丁目 14-53	0.65 幅(m)×奥行(m) 0.999×0.659	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	32ヶ月	9,152円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
8	浪打公園	青森市スポーツ会館 1階(バンディング コーナー右) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.94 幅(m)×奥行(m) 1.159×0.819	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	14,889円	※1、2のとおり ※災害対応型とすること ※設置場所(屋内)
9	浪打公園	青森市スポーツ会館 1階(バンディング コーナー左) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.89 幅(m)×奥行(m) 1.166×0.765	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	14,097円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
10	浪打公園	青森市スポーツ会館 1階(バンディング コーナーE L V側) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.64 幅(m)×奥行(m) 1.025×0.625	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水・等	36ヶ月	10,137円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
11	浪打公園	青森市スポーツ会館 1階(ホール南側) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	1.00 幅(m)×奥行(m) 1.378×0.730	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	15,840円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
12	浪打公園	青森市スポーツ会館 1階(ホール中央) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.85 幅(m)×奥行(m) 1.159×0.740	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	13,464円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)

物件 番号	公園名称	(施設) 名称 設置場所	所在地	許可面積(m ²)	台数	販売品目	許可期間	最低使用料 (税抜き)	条件
13	浪打公園	青森市スポーツ会館 2階(観覧席) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.67 幅(m)×奥行(m) 0.999×0.680	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	10,612円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
14	浪打公園	青森市スポーツ会館 2階(観覧席前 右側) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.94 幅(m)×奥行(m) 1.159×0.819	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	14,889円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
15	浪打公園	青森市スポーツ会館 2階(観覧席前 左側) 《位置図参照》	青森市合浦一丁目 13-1	0.89 幅(m)×奥行(m) 1.166×0.767	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	36ヶ月	14,097円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
16	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 管理事務所ロビー 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田87番地4	0.75 幅(m)×奥行(m) 0.870×0.731 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	10,890円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内)
17	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 管理事務所ロビー 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田87番地4	0.77 幅(m)×奥行(m) 0.999×0.659 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	11,180円	※1、2のとおり ※設置場所(屋内) ※災害対応型とすること
18	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 テニスコート 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田87番地4	1.00 幅(m)×奥行(m) 1.166×0.767 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	14,520円	※1、2のとおり

物件 番号	公園	施設名称 設置場所	所在地	許可面積(m ²)	台数	販売品目	許可期間	最低使用料 (税抜き)	条件
19	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 テニスコート 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.20 幅(m)×奥行(m) 1.318×0.826 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	17,424円	※1、2のとおり
20	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 テニスコート 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.07 幅(m)×奥行(m) 1.318×0.728 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	15,536円	※1、2のとおり
21	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 テニスコート 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.25 幅(m)×奥行(m) 1.355×0.838 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	18,150円	※1、2のとおり
22	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 野球場 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.07 幅(m)×奥行(m) 1.318×0.728 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	15,536円	※1、2のとおり
23	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 野球場 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.20 幅(m)×奥行(m) 1.318×0.826 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	17,424円	※1、2のとおり
24	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 野球場 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	0.97 幅(m)×奥行(m) 1.160×0.740 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	14,084円	※1、2のとおり

物件番号	公園	施設名称 設置場所	所在地	許可面積(m ²)	台数	販売品目	許可期間	最低使用料 (税抜き)	条件
25	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 野球場 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.06 幅(m)×奥行(m) 1.295×0.731 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	15,391円	※1、2のとおり
26	青森市 スポーツ 公園	青森市スポーツ広場 アーチ前 《位置図参照》	青森市大字大矢沢字 野田 87 番地 4	1.25 幅(m)×奥行(m) 1.355×0.838 回収BOX 0.31×0.37	1	コーヒー・お 茶・炭酸飲料・ 紅茶・水等	33ヶ月	18,150円	※1、2のとおり

※1 「許可面積」には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※2 「許可面積」の寸法は、職員の計測によるものである。また、複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で協議をし、回収ボックスの設置者を決定するため、実際に契約する許可面積と異なることがある。

2 許可期間

物件番号1～7 : 令和6年4月1日から令和8年11月30日まで(32ヶ月) ※更新なし

物件番号8～15 : 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(36ヶ月) ※更新なし

物件番号16～26 : 令和6年4月1日から令和8年12月31日まで(33ヶ月) ※更新なし

3 申請書の提出先等

物件番号	提出先			受付期間及び受付時間
	住所	名称	電話番号	
1	青森市新町一丁目3-7	青森市経済部 地域スポーツ課	017-718-1428	令和6年2月19日(月)から令和6年2月28日(水)までの期間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※ 「受付期間」中であっても、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は受付をしない。

4 入札日時等

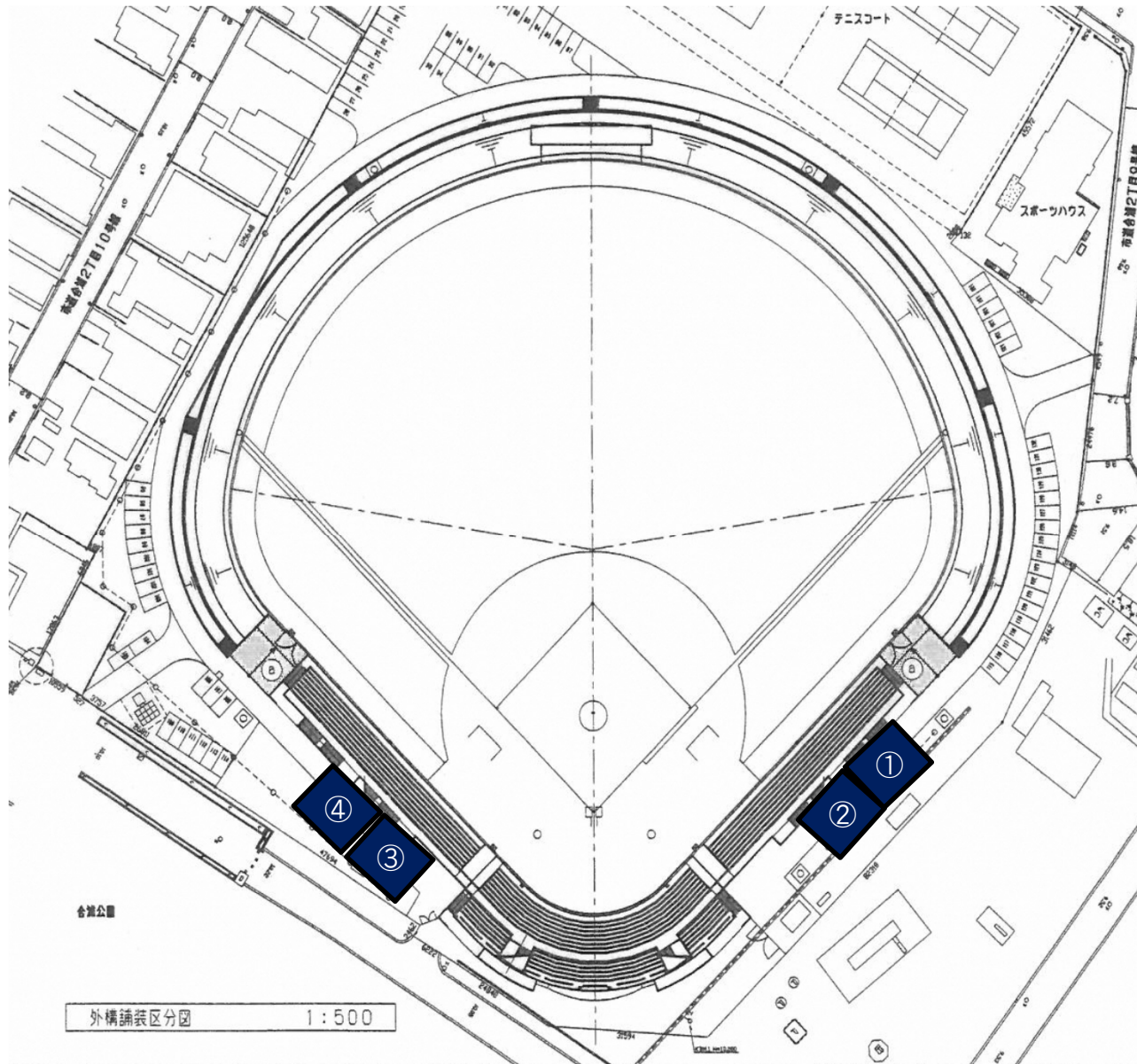
物件 番号	入 札 日 時	入 札 場 所
1	令和6年3月7日(木) 午前 9時20分	柳川庁舎 2階 会議室
2	令和6年3月7日(木) 午前 9時30分	〃
3	令和6年3月7日(木) 午前 9時40分	〃
4	令和6年3月7日(木) 午前 9時50分	〃
5	令和6年3月7日(木) 午前10時00分	〃
6	令和6年3月7日(木) 午前10時10分	〃
7	令和6年3月7日(木) 午前10時20分	〃
8	令和6年3月7日(木) 午前10時30分	〃
9	令和6年3月7日(木) 午前10時40分	〃
10	令和6年3月7日(木) 午前10時50分	〃
11	令和6年3月7日(木) 午前11時00分	〃
12	令和6年3月7日(木) 午前11時10分	〃
13	令和6年3月7日(木) 午前11時20分	〃
14	令和6年3月7日(木) 午前11時30分	〃
15	令和6年3月7日(木) 午後 1時20分	〃
16	令和6年3月7日(木) 午後 1時30分	〃

17	令和6年3月7日(木) 午後 1時40分	柳川庁舎 2階 会議室
18	令和6年3月7日(木) 午後 1時50分	〃
19	令和6年3月7日(木) 午後 2時00分	〃
20	令和6年3月7日(木) 午後 2時10分	〃
21	令和6年3月7日(木) 午後 2時20分	〃
22	令和6年3月7日(木) 午後 2時30分	〃
23	令和6年3月7日(木) 午後 2時40分	〃
24	令和6年3月7日(木) 午後 2時50分	〃
25	令和6年3月7日(木) 午後 3時00分	〃
26	令和6年3月7日(木) 午後 3時10分	〃

※ 上記「1 許可物件」に示す「最低使用料」を下回らない額で入札すること。

※ 上記入札物件の受付について、物件番号1～14までは、令和6年3月7日(木)午前9時から、物件番号15～26までは令和6年3月7日(木)午後1時から行います。
応札しない物件の入札時は入札会場を退席いただきます。

自動販売機設置場所図（青森市営野球場 1階 屋外）



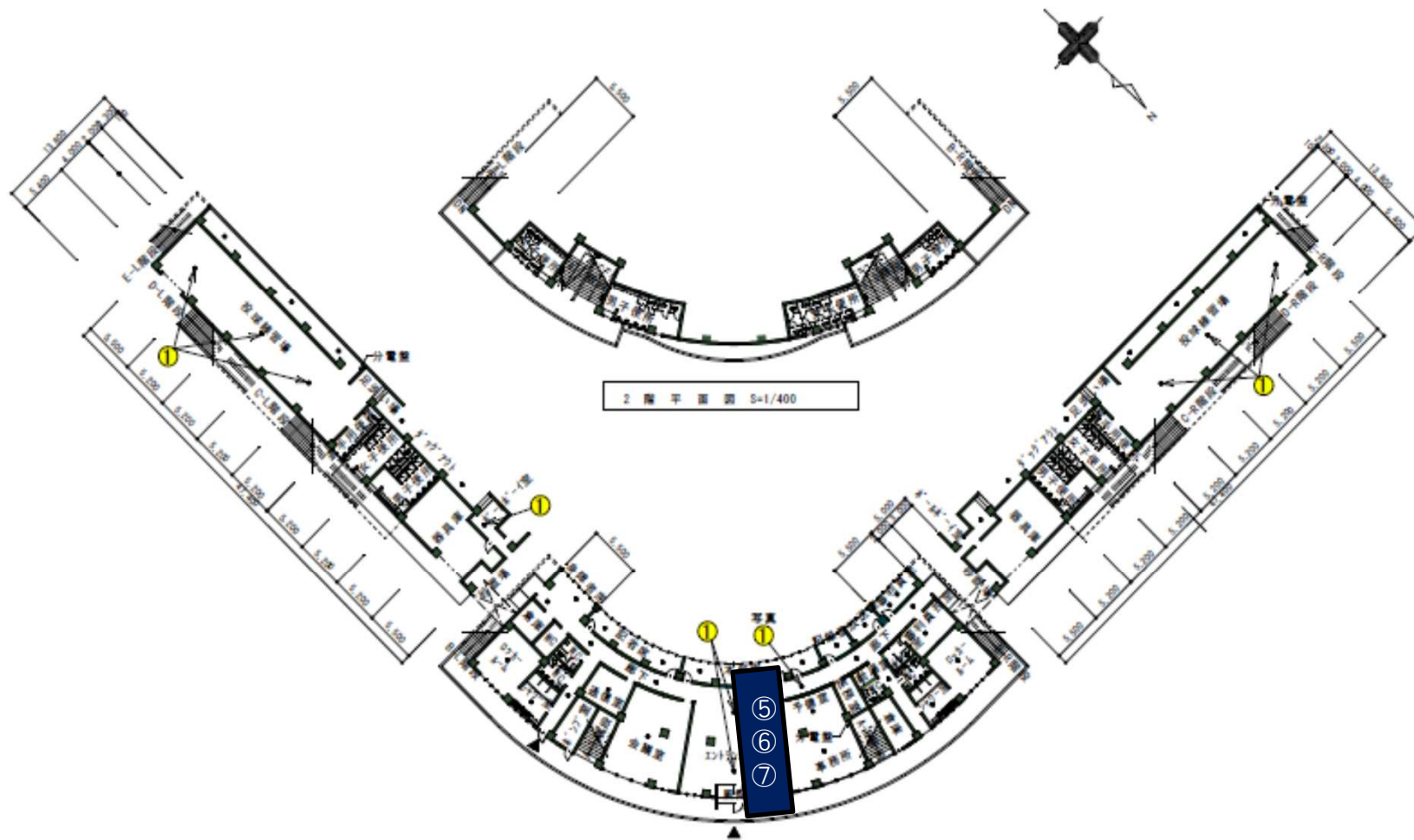
①物件番号1
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

②物件番号2
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

③物件番号3
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

④物件番号4
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

自動販売機設置場所図（青森市宮野球場 1階 屋内）



⑤物件番号5（災害対応）

コーヒー・お茶・炭酸飲料・紅茶・水等

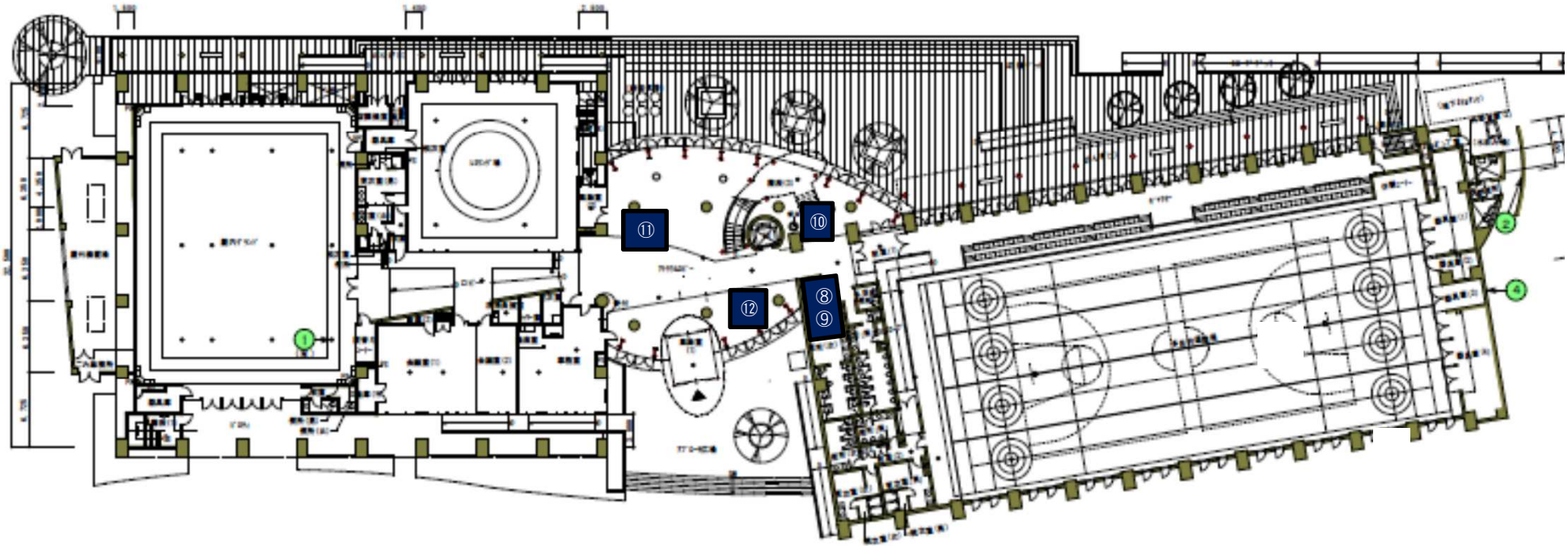
⑥物件番号6

コーヒー・お茶・炭酸飲料・紅茶・水等

⑦物件番号7

コーヒー・お茶・炭酸飲料・紅茶・水等

自動販売機設置場所図（青森市スポーツ会館 1階）



⑧物件番号8

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑨物件番号9

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑩物件番号10

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

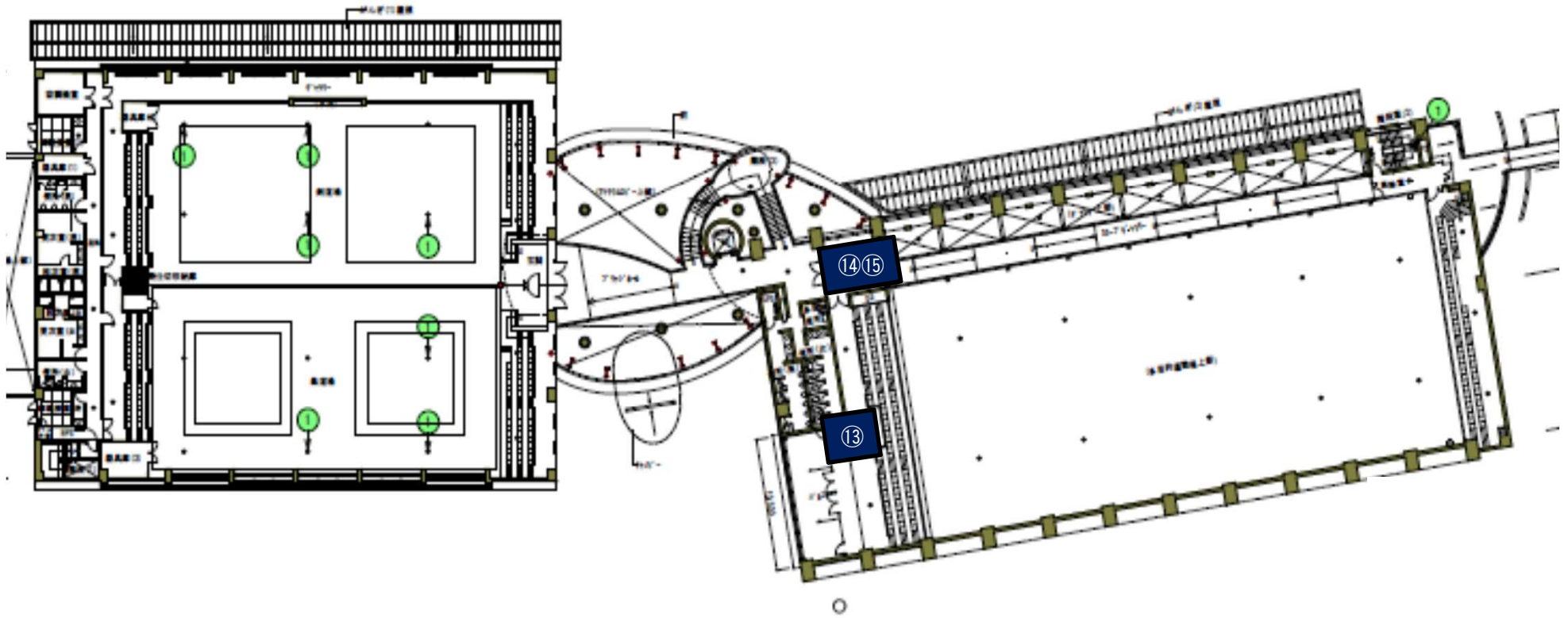
⑪物件番号11

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑫物件番号12

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

自動販売機設置場所図（青森市スポーツ会館 2階）



⑬物件番号13

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑭物件番号14

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

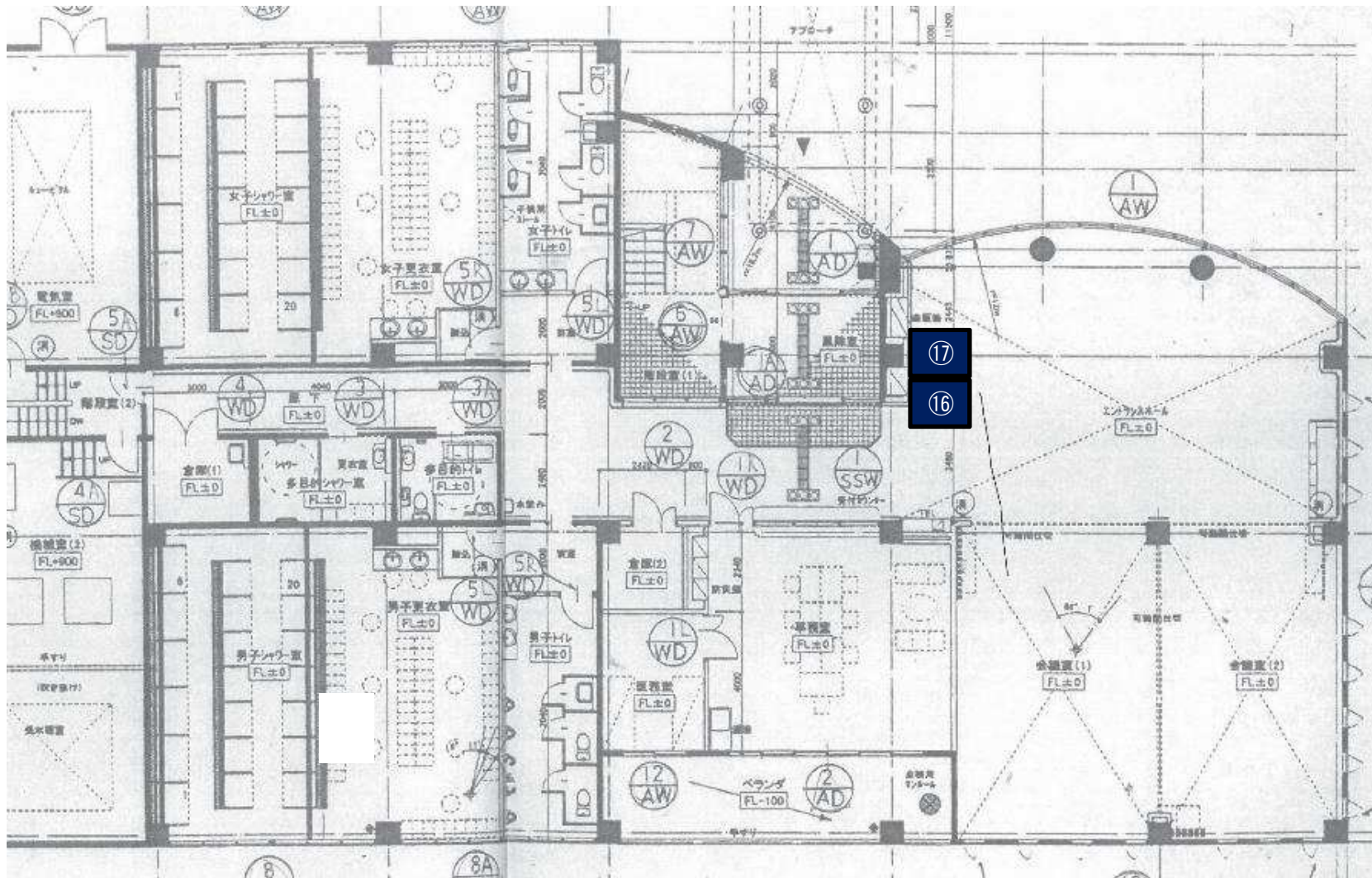
⑮物件番号15

コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

自動販売機設置場所図（青森市スポーツ広場 全体図）



自動販売機設置場所図（青森市スポーツ広場 管理事務所内）



⑩物件番号16
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

⑪物件番号17（災
 害対応）
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

自動販売機設置場所図（青森市スポーツ広場 テニスコート）



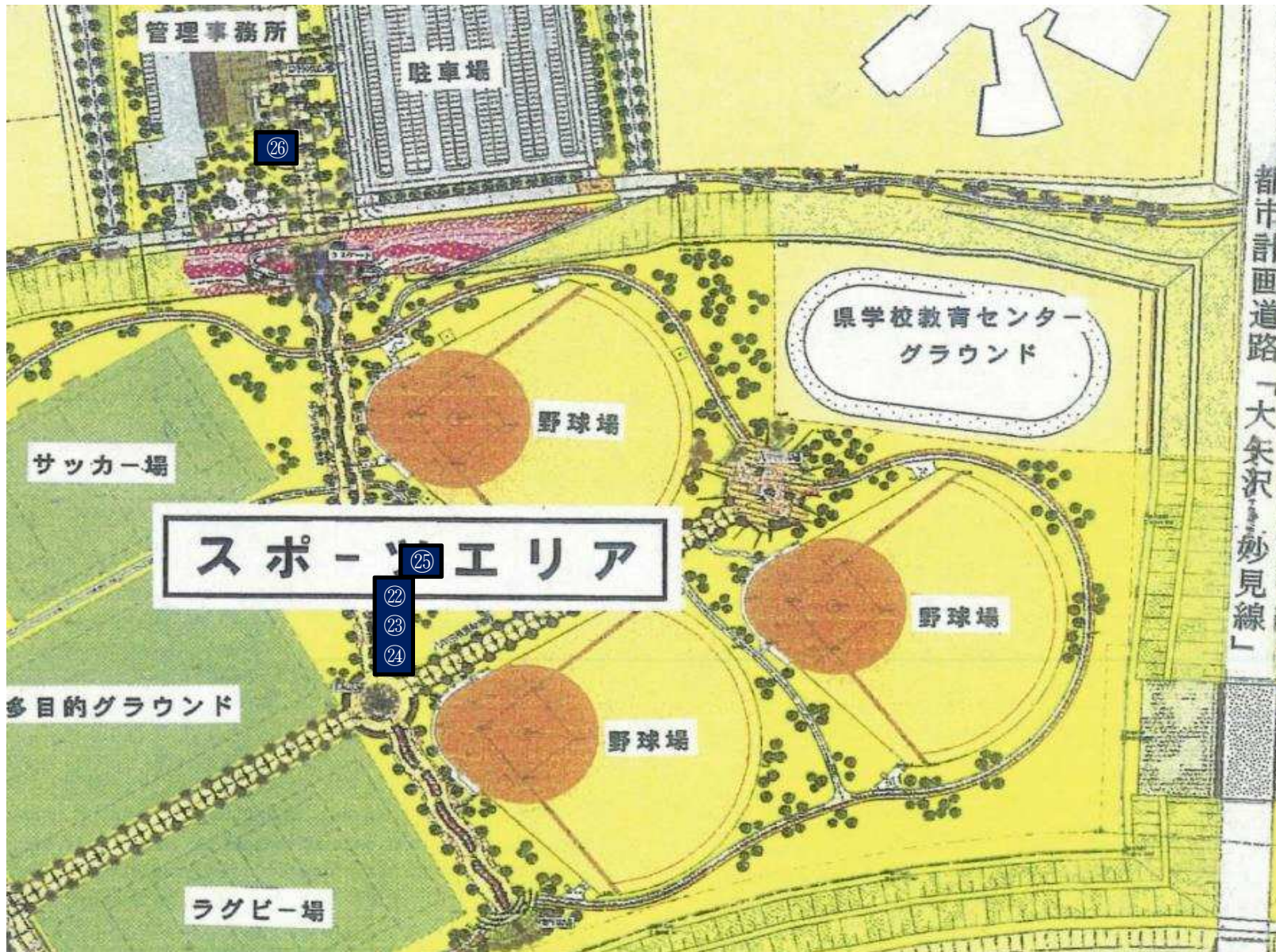
⑮ 物件番号18
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑯ 物件番号19
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑰ 物件番号20
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

⑱ 物件番号21
コーヒー・お
茶・炭酸飲料・紅
茶・水等

自動販売機設置場所図（青森市スポーツ広場 野球場・アーチ前）



②物件番号23
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

③物件番号23
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

④物件番号24
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

⑤物件番号25
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

⑥物件番号26
 コーヒー・お
 茶・炭酸飲料・紅
 茶・水等

許可物件説明書資料

現在設置状況とR4年度売上本数

(単位：本)

物件番号	設置場所		令和4年度 売上本数
1	青森市営野球場 ※開設期間5/1～ 10/31。ただし、別 途協議により、開 設期間延長あり。	1 塁側（屋外）	1,151
2			1,920
3		3 塁側（屋外）	778
4			2,008
5		1F エントランス（屋内）	R4年度未設置
6			R4年度未設置
7			R4年度未設置
8	青森市スポーツ会館 ※通年	1F ベンディングコーナー右（屋内）	2,038
9		1F ベンディングコーナー左（屋内）	1,634
10		1F ベンディングコーナーE L V側（屋 内）	2,296
11		1F ホール南側（屋内）	3,506
12		1F ホール中央（屋内）	3,793
13		2F 観覧席（屋内）	R4年度未設置
14		2F 観覧席前 右側（屋内）	1,959
15		2F 観覧席前 左側（屋内）	1,113
16		青森市スポーツ広 場 ※開設期間5/1～ 11/30。ただし、別 途協議により、開 設期間延長あり。	管理事務所ロビー（屋内）
17	R4年度未設置		
18	テニスコート（屋外）		5,447
19			1,081
20			3,322
21			6,941
22			1,663
23			4,056
24			3,105
25			7,830
26	アーチ前（屋外）	2,968	
			58,609

※記載した売上状況等の実績はあくまでも参考であり、今後の貸付期間における販売品の売上を保証するものではありません。

別紙 2

＜都市公園における自動販売機の設置許可条件＞（物件番号 1 ～ 4）

青森市を以下「甲」、株式会社〇〇を以下「乙」とする。

（許可物件）

1 許可物件は、次のとおりとする。

公園名称（施設名称）	自動販売機NO	実使用面積 （設置台数）
合浦公園（青森市営野球場）	〇〇	〇.〇〇㎡ （〇台）

（用途の指定等）

- 2 乙は、許可物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。
- 3 乙は、許可物件を指定用途に供するに当たっては、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱（令和 3 年 1 月 1 日実施）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

4 乙は、許可物件を令和 6 年 4 月 1 日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

5 乙は、許可物件を、4 に定める期日（次項により指定期日を延期したときは、当該延期後の期日）から 7 に定める許可期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

6 乙は、不可抗力による許可物件の滅失、損傷、電気事業者との調整、引込柱の設置、その他真にやむを得ない事由により 4 に定める指定期日の変更を必要とするときは、甲の了解を得なければならない。

（許可期間）

7 許可期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。

（許可の更新）

8 7 に定める許可期間満了時において、この許可の更新は行わず、許可期間の延長も行わないものとする。

（使用料の額）

9 使用料は、金〇円とする。

（使用料の支払）

10 乙は、9 の使用料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第 1 年次（令和 6 年度分）	<使用料の 1 2 / 3 2> 円	設置許可の際
第 2 年次（令和 7 年度分）	<使用料の 1 2 / 3 2> 円	令和 7 年 5 月 1 日
第 3 年次（令和 8 年度分）	<使用料の 8 / 3 2> 円	令和 8 年 5 月 1 日

(電気料及びその支払方法)

- 1 1 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、甲の指示するところにより設置しなければならない。なお、甲は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとし、乙は、納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。ただし、乙が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、この限りでない。

(費用負担)

- 1 2 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。
- 1 3 引込柱の設置等、自動販売機までの配線に要する経費、移転費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(督促等)

- 1 4 乙が10の納入期限までに使用料を支払わず、甲が督促をした後、相当の期間が経過してもなお使用料を支払わないときは、甲は、青森市都市公園条例第26条第3項に基づき、徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとともに、許可を取り消しすることができるものとする。

(業務遂行の責任者)

- 1 5 乙は、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

- 1 6 乙は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。
- 1 7 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 1 8 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知するものとする。

(維持補修等)

- 1 9 許可物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、許可物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

- 2 0 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
- 2 1 乙は、その責めに帰すべき事由により、許可物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。

(現状変更等の禁止)

- 2 2 乙は、公園の現状を変更してはならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 3 乙は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。
- 2 4 2 3に定めるもののほか、乙は、設置物件を他の者に譲渡し、若しくは貸与し又は担保に供してはならない。

(実地調査)

- 25 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地の調査をすることができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 26 乙は、この許可の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。
- 27 乙は、15により通知した内容又はこの許可に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 28 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。
- 29 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

- 30 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(甲の催告による取り消し)

- 31 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この許可を取り消しすることができる。
- (1) 乙が2、3に違反したとき。
- (2) その他乙がこの許可条件に違反したとき。

(甲の催告によらない取り消し)

- 32 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため許可物件を必要とするとき。
- (2) 乙が、この許可に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 乙が、甲の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の社会的信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本許可を受ける事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号におい

て「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となったとき。

(11)(1)から(10)のほか、乙がこの許可条件に違反し、その違反によってこの許可の目的を達することができないとき。

33 32((1)を除く。)に該当することにより許可が取り消しされた場合、乙は、当該取り消しの日から3年間は、甲の行う都市公園における自動販売機の設置許可に関する入札に参加できないものとする。

(談合による取り消し)

34 甲は、31、32によるほか、乙がこの許可に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この許可を取り消しすることができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(損害賠償)

35 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による許可物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、21により許可物件を原状に回復したときは、この限りでない。

36 35の場合のほか、乙がこの許可に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(許可物件の返還)

37 7の許可期間が満了した場合、又は31、32、34によりこの許可が取り消しされた場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(使用料の返還等)

38 甲は、31、32、34により、この許可を取り消した場合において、既納の使用料は返還しない。ただし、32(1)の理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰する

ことができない事由による場合は、この限りではない。

39 31、32、34により、この許可を取り消したときは、取り消しにより乙に損害があっても、甲は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

40 乙は、37により許可物件を返還する場合、許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

41 甲は、38により使用料を返還する場合において、乙が35、36に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する使用料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

42 この許可条件に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

＜都市公園における自動販売機の設置許可条件＞（物件番号 5～7）

青森市を以下「甲」、株式会社〇〇を以下「乙」とする。

（許可物件）

1 許可物件は、次のとおりとする。

公園名称（施設名称）	自動販売機NO	実使用面積 （設置台数）
合浦公園（青森市営野球場）	〇〇	〇.〇〇㎡ （〇台）

（用途の指定等）

2 乙は、許可物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

3 乙は、許可物件を指定用途に供するに当たっては、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱（令和 3 年 1 月 1 日実施）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

4 乙は、許可物件を令和 6 年 4 月 1 日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

5 乙は、許可物件を、4 に定める期日（次項により指定期日を延期したときは、当該延期後の期日）から 7 に定める許可期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

6 乙は、不可抗力による許可物件の滅失、損傷、電気事業者との調整、引込柱の設置、その他真にやむを得ない事由により 4 に定める指定期日の変更を必要とするときは、甲の了解を得なければならない。

（許可期間）

7 許可期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。

（許可の更新）

8 7 に定める許可期間満了時において、この許可の更新は行わず、許可期間の延長も行わないものとする。

（使用料の額）

9 使用料は、金 〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇,〇〇〇円）とする。

（使用料の支払）

10 乙は、9 の使用料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第 1 年次（令和 6 年度分）	＜使用料の 1 2 / 3 2＞ 円	設置許可の際
第 2 年次（令和 7 年度分）	＜使用料の 1 2 / 3 2＞ 円	令和 7 年 5 月 1 日
第 3 年次（令和 8 年度分）	＜使用料の 8 / 3 2＞ 円	令和 8 年 5 月 1 日

(電気料及びその支払方法)

- 1 1 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、甲の指示するところにより設置しなければならない。なお、甲は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとし、乙は、納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。ただし、乙が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、この限りでない。

(費用負担)

- 1 2 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。
- 1 3 引込柱の設置等、自動販売機までの配線に要する経費、移転費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(督促等)

- 1 4 乙が10の納入期限までに使用料を支払わず、甲が督促をした後、相当の期間が経過してもなお使用料を支払わないときは、甲は、青森市都市公園条例第26条第3項に基づき、徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとともに、許可を取り消しすることができるものとする。

(業務遂行の責任者)

- 1 5 乙は、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

- 1 6 乙は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。
- 1 7 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 1 8 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知するものとする。

(維持補修等)

- 1 9 許可物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、許可物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

- 2 0 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
- 2 1 乙は、その責めに帰すべき事由により、許可物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。

(現状変更等の禁止)

- 2 2 乙は、公園の現状を変更してはならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 3 乙は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。
- 2 4 2 3に定めるもののほか、乙は、設置物件を他の者に譲渡し、若しくは貸与し又は担保に供してはならない。

(実地調査)

- 25 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地の調査をすることができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 26 乙は、この許可の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。
- 27 乙は、15により通知した内容又はこの許可に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 28 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。
- 29 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

- 30 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(甲の催告による取り消し)

- 31 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この許可を取り消しすることができる。
- (1) 乙が2、3に違反したとき。
- (2) その他乙がこの許可条件に違反したとき。

(甲の催告によらない取り消し)

- 32 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため許可物件を必要とするとき。
- (2) 乙が、この許可に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 乙が、甲の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の社会的信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本許可を受ける事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号におい

て「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となったとき。

(11)(1)から(10)のほか、乙がこの許可条件に違反し、その違反によってこの許可の目的を達することができないとき。

33 32((1)を除く。)に該当することにより許可が取り消しされた場合、乙は、当該取り消しの日から3年間は、甲の行う都市公園における自動販売機の設置許可に関する入札に参加できないものとする。

(談合による取り消し)

34 甲は、31、32によるほか、乙がこの許可に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この許可を取り消しすることができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(損害賠償)

35 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による許可物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、21により許可物件を原状に回復したときは、この限りでない。

36 35の場合のほか、乙がこの許可に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(許可物件の返還)

37 7の許可期間が満了した場合、又は31、32、34によりこの許可が取り消しされた場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(使用料の返還等)

38 甲は、31、32、34により、この許可を取り消した場合において、既納の使用料は返還しない。ただし、32(1)の理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰する

ことができない事由による場合は、この限りではない。

39 31、32、34により、この許可を取り消したときは、取り消しにより乙に損害があっても、甲は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

40 乙は、37により許可物件を返還する場合、許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

41 甲は、38により使用料を返還する場合において、乙が35、36に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する使用料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

42 この許可条件に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

＜都市公園における自動販売機の設置許可条件＞（物件番号 8 ～ 15）

青森市を以下「甲」、株式会社〇〇を以下「乙」とする。

（許可物件）

1 許可物件は、次のとおりとする。

公園名称（施設名称）	自動販売機NO	実使用面積 （設置台数）
浪打公園 （青森市スポーツ会館）	〇〇	〇.〇〇㎡ （〇台）

（用途の指定等）

2 乙は、許可物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

3 乙は、許可物件を指定用途に供するに当たっては、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱（令和 3 年 1 月 1 日実施）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

4 乙は、許可物件を令和 6 年 4 月 1 日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

5 乙は、許可物件を、4 に定める期日（次項により指定期日を延期したときは、当該延期後の期日）から 7 に定める許可期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

6 乙は、不可抗力による許可物件の滅失、損傷、電気事業者との調整、引込柱の設置、その他真にやむを得ない事由により 4 に定める指定期日の変更を必要とするときは、甲の了解を得なければならない。

（許可期間）

7 許可期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（許可の更新）

8 7 に定める許可期間満了時において、この許可の更新は行わず、許可期間の延長も行わないものとする。

（使用料の額）

9 使用料は、金 〇〇〇,〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 〇,〇〇〇円）とする。

（使用料の支払）

10 乙は、9 の使用料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第 1 年次（令和 6 年度分）	＜使用料の 1 2 / 3 6＞ 円	設置許可の際
第 2 年次（令和 7 年度分）	＜使用料の 1 2 / 3 6＞ 円	令和 7 年 5 月 1 日
第 3 年次（令和 8 年度分）	＜使用料の 1 2 / 3 6＞ 円	令和 8 年 4 月 1 日

(電気料及びその支払方法)

- 1 1 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、甲の指示するところにより設置しなければならない。なお、甲は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとし、乙は、納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。ただし、乙が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、この限りでない。

(費用負担)

- 1 2 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。
- 1 3 引込柱の設置等、自動販売機までの配線に要する経費、移転費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(督促等)

- 1 4 乙が10の納入期限までに使用料を支払わず、甲が督促をした後、相当の期間が経過してもなお使用料を支払わないときは、甲は、青森市都市公園条例第26条第3項に基づき、徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとともに、許可を取り消しすることができるものとする。

(業務遂行の責任者)

- 1 5 乙は、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

- 1 6 乙は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。
- 1 7 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 1 8 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知するものとする。

(維持補修等)

- 1 9 許可物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、許可物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

- 2 0 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
- 2 1 乙は、その責めに帰すべき事由により、許可物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。

(現状変更等の禁止)

- 2 2 乙は、公園の現状を変更してはならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 3 乙は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。
- 2 4 2 3に定めるもののほか、乙は、設置物件を他の者に譲渡し、若しくは貸与し又は担保に供してはならない。

(実地調査)

- 25 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地の調査をすることができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 26 乙は、この許可の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。
- 27 乙は、15により通知した内容又はこの許可に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 28 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。
- 29 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

- 30 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(甲の催告による取り消し)

- 31 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この許可を取り消しすることができる。
- (1) 乙が2、3に違反したとき。
- (2) その他乙がこの許可条件に違反したとき。

(甲の催告によらない取り消し)

- 32 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため許可物件を必要とするとき。
- (2) 乙が、この許可に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 乙が、甲の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の社会的信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本許可を受ける事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号におい

て「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となったとき。

(11)(1)から(10)のほか、乙がこの許可条件に違反し、その違反によってこの許可の目的を達することができないとき。

33 32((1)を除く。)に該当することにより許可が取り消しされた場合、乙は、当該取り消しの日から3年間は、甲の行う都市公園における自動販売機の設置許可に関する入札に参加できないものとする。

(談合による取り消し)

34 甲は、31、32によるほか、乙がこの許可に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この許可を取り消しすることができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(損害賠償)

35 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による許可物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、21により許可物件を原状に回復したときは、この限りでない。

36 35の場合のほか、乙がこの許可に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(許可物件の返還)

37 7の許可期間が満了した場合、又は31、32、34によりこの許可が取り消しされた場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(使用料の返還等)

38 甲は、31、32、34により、この許可を取り消した場合において、既納の使用料は返還しない。ただし、32(1)の理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰する

ことができない事由による場合は、この限りではない。

39 31、32、34により、この許可を取り消したときは、取り消しにより乙に損害があっても、甲は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

40 乙は、37により許可物件を返還する場合、許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

41 甲は、38により使用料を返還する場合において、乙が35、36に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する使用料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

42 この許可条件に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

別紙 2

＜都市公園における自動販売機の設置許可条件＞（物件番号 16・17）

青森市を以下「甲」、株式会社〇〇を以下「乙」とする。

（許可物件）

1 許可物件は、次のとおりとする。

公園名称（施設名称）	自動販売機NO	実使用面積 （設置台数）
青森市スポーツ公園 （青森市スポーツ広場）	〇〇	〇.〇〇㎡ （〇台）

（用途の指定等）

- 2 乙は、許可物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。
- 3 乙は、許可物件を指定用途に供するに当たっては、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱（令和3年1月1日実施）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

4 乙は、許可物件を令和6年4月1日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

5 乙は、許可物件を、4に定める期日（次項により指定期日を延期したときは、当該延期後の期日）から7に定める許可期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

6 乙は、不可抗力による許可物件の滅失、損傷、電気事業者との調整、引込柱の設置、その他真にやむを得ない事由により4に定める指定期日の変更を必要とするときは、甲の了解を得なければならない。

（許可期間）

7 許可期間は、令和6年4月1日から令和8年12月31日までとする。

（許可の更新）

8 7に定める許可期間満了時において、この許可の更新は行わず、許可期間の延長も行わないものとする。

（使用料の額）

9 使用料は、金 〇〇〇,〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 〇,〇〇〇円）とする。

（使用料の支払）

10 乙は、9の使用料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第1年次（令和6年度分）	<使用料の12/33> 円	設置許可の際
第2年次（令和7年度分）	<使用料の12/33> 円	令和7年5月1日
第3年次（令和8年度分）	<使用料の9/33> 円	令和8年5月1日

(電気料及びその支払方法)

- 1 1 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、甲の指示するところにより設置しなければならない。なお、甲は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとし、乙は、納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。ただし、乙が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、この限りでない。

(費用負担)

- 1 2 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。
- 1 3 引込柱の設置等、自動販売機までの配線に要する経費、移転費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(督促等)

- 1 4 乙が10の納入期限までに使用料を支払わず、甲が督促をした後、相当の期間が経過してもなお使用料を支払わないときは、甲は、青森市都市公園条例第26条第3項に基づき、徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとともに、許可を取り消しすることができるものとする。

(業務遂行の責任者)

- 1 5 乙は、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

- 1 6 乙は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。
- 1 7 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 1 8 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知するものとする。

(維持補修等)

- 1 9 許可物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、許可物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

- 2 0 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
- 2 1 乙は、その責めに帰すべき事由により、許可物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。

(現状変更等の禁止)

- 2 2 乙は、公園の現状を変更してはならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 3 乙は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。
- 2 4 2 3に定めるもののほか、乙は、設置物件を他の者に譲渡し、若しくは貸与し又は担保に供してはならない。

(実地調査)

- 25 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地の調査をすることができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 26 乙は、この許可の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。
- 27 乙は、15により通知した内容又はこの許可に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 28 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。
- 29 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

- 30 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(甲の催告による取り消し)

- 31 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この許可を取り消しすることができる。
- (1) 乙が2、3に違反したとき。
- (2) その他乙がこの許可条件に違反したとき。

(甲の催告によらない取り消し)

- 32 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため許可物件を必要とするとき。
- (2) 乙が、この許可に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 乙が、甲の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の社会的信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本許可を受ける事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号におい

て「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となったとき。

(11)(1)から(10)のほか、乙がこの許可条件に違反し、その違反によってこの許可の目的を達することができないとき。

33 32((1)を除く。)に該当することにより許可が取り消しされた場合、乙は、当該取り消しの日から3年間は、甲の行う都市公園における自動販売機の設置許可に関する入札に参加できないものとする。

(談合による取り消し)

34 甲は、31、32によるほか、乙がこの許可に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この許可を取り消しすることができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(損害賠償)

35 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による許可物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、21により許可物件を原状に回復したときは、この限りでない。

36 35の場合のほか、乙がこの許可に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(許可物件の返還)

37 7の許可期間が満了した場合、又は31、32、34によりこの許可が取り消しされた場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(使用料の返還等)

38 甲は、31、32、34により、この許可を取り消した場合において、既納の使用料は返還しない。ただし、32(1)の理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰する

ことができない事由による場合は、この限りではない。

39 31、32、34により、この許可を取り消したときは、取り消しにより乙に損害があっても、甲は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

40 乙は、37により許可物件を返還する場合、許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

41 甲は、38により使用料を返還する場合において、乙が35、36に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する使用料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

42 この許可条件に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

別紙 2

＜都市公園における自動販売機の設置許可条件＞（物件番号 18～26）

青森市を以下「甲」、株式会社〇〇を以下「乙」とする。

（許可物件）

1 許可物件は、次のとおりとする。

公園名称（施設名称）	自動販売機NO	実使用面積 （設置台数）
青森市スポーツ公園 （青森市スポーツ広場）	〇〇	〇.〇〇㎡ （〇台）

（用途の指定等）

- 2 乙は、許可物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。
- 3 乙は、許可物件を指定用途に供するに当たっては、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱（令和3年1月1日実施）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

4 乙は、許可物件を令和6年4月1日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

5 乙は、許可物件を、4に定める期日（次項により指定期日を延期したときは、当該延期後の期日）から7に定める許可期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

6 乙は、不可抗力による許可物件の滅失、損傷、電気事業者との調整、引込柱の設置、その他真にやむを得ない事由により4に定める指定期日の変更を必要とするときは、甲の了解を得なければならない。

（許可期間）

7 許可期間は、令和6年4月1日から令和8年12月31日までとする。

（許可の更新）

8 7に定める許可期間満了時において、この許可の更新は行わず、許可期間の延長も行わないものとする。

（使用料の額）

9 使用料は、金〇円とする。

（使用料の支払）

10 乙は、9の使用料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第1年次（令和6年度分）	＜使用料の12/33＞円	設置許可の際
第2年次（令和7年度分）	＜使用料の12/33＞円	令和7年5月1日
第3年次（令和8年度分）	＜使用料の9/33＞円	令和8年5月1日

(電気料及びその支払方法)

- 1 1 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、甲の指示するところにより設置しなければならない。なお、甲は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとし、乙は、納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。ただし、乙が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、この限りでない。

(費用負担)

- 1 2 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。
- 1 3 引込柱の設置等、自動販売機までの配線に要する経費、移転費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(督促等)

- 1 4 乙が10の納入期限までに使用料を支払わず、甲が督促をした後、相当の期間が経過してもなお使用料を支払わないときは、甲は、青森市都市公園条例第26条第3項に基づき、徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとともに、許可を取り消しすることができるものとする。

(業務遂行の責任者)

- 1 5 乙は、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

- 1 6 乙は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。
- 1 7 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 1 8 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知するものとする。

(維持補修等)

- 1 9 許可物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、許可物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

- 2 0 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
- 2 1 乙は、その責めに帰すべき事由により、許可物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。

(現状変更等の禁止)

- 2 2 乙は、公園の現状を変更してはならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 3 乙は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。
- 2 4 2 3に定めるもののほか、乙は、設置物件を他の者に譲渡し、若しくは貸与し又は担保に供してはならない。

(実地調査)

- 25 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地の調査をすることができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 26 乙は、この許可の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。
- 27 乙は、15により通知した内容又はこの許可に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 28 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。
- 29 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

- 30 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(甲の催告による取り消し)

- 31 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この許可を取り消しすることができる。
- (1) 乙が2、3に違反したとき。
- (2) その他乙がこの許可条件に違反したとき。

(甲の催告によらない取り消し)

- 32 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため許可物件を必要とするとき。
- (2) 乙が、この許可に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 乙が、甲の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の社会的信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本許可を受ける事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号におい

て「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となったとき。

(11)(1)から(10)のほか、乙がこの許可条件に違反し、その違反によってこの許可の目的を達することができないとき。

33 32((1)を除く。)に該当することにより許可が取り消しされた場合、乙は、当該取り消しの日から3年間は、甲の行う都市公園における自動販売機の設置許可に関する入札に参加できないものとする。

(談合による取り消し)

34 甲は、31、32によるほか、乙がこの許可に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この許可を取り消しすることができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(損害賠償)

35 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による許可物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、21により許可物件を原状に回復したときは、この限りでない。

36 35の場合のほか、乙がこの許可に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(許可物件の返還)

37 7の許可期間が満了した場合、又は31、32、34によりこの許可が取り消しされた場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(使用料の返還等)

38 甲は、31、32、34により、この許可を取り消した場合において、既納の使用料は返還しない。ただし、32(1)の理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰する

ことができない事由による場合は、この限りではない。

39 31、32、34により、この許可を取り消したときは、取り消しにより乙に損害があっても、甲は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

40 乙は、37により許可物件を返還する場合、許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

41 甲は、38により使用料を返還する場合において、乙が35、36に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する使用料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

42 この許可条件に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

仕様書（物件番号1～7）

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

許可面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

(3) デザイン等

自動販売機のデザイン、外観等は、「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」に基づき、都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水等の飲料またはアイスクリームとし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、青森市と協議のうえ行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、青森市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、必ず、土台となるコンクリート等を設置した上に、自動販売機を設置することとし、自動販売機設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、下記のとおり青森市に報告すること。

ア 内容

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）

イ 期限

区分	報告期限
4月～ 6月	7月末日
7月～ 9月	10月末日
10月～ 11月	12月末日

(3) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、青森市と協議すること。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(4) その他

ア 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、青森市に書面で通知すること。

イ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

ウ 自動販売機の設置に当たり、青森市より協議があった際には、AED搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

許可面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

(3) デザイン等

自動販売機のデザイン、外観等は、「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」に基づき、都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水等の飲料またはアイスクリームとし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、青森市と協議のうえ行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、青森市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、必ず、土台となるコンクリート等を設置した上に、自動販売機を設置することとし、自動販売機設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、下記のとおり青森市に報告すること。

ア 内容

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）

イ 期限

区分	報告期限
4月～ 6月	7月末日
7月～ 9月	10月末日
10月～ 12月	1月末日
1月～ 3月	4月末日

(3) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、青森市と協議すること。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(4) その他

ア 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、青森市に書面で通知すること。

イ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

ウ 自動販売機の設置に当たり、青森市より協議があった際には、AED搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。

仕様書（物件番号16～26）

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

許可面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

(3) デザイン等

自動販売機のデザイン、外観等は、「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」に基づき、都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水等の飲料またはアイスクリームとし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、青森市と協議のうえ行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、青森市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、必ず、土台となるコンクリート等を設置した上に、自動販売機を設置することとし、自動販売機設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、下記のとおり青森市に報告すること。

ア 内容

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）

イ 期限

区分	報告期限
4月～ 6月	7月末日
7月～ 9月	10月末日
10月～ 12月	1月末日

(3) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、青森市と協議すること。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(4) その他

ア 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、青森市に書面で通知すること。

イ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

ウ 自動販売機の設置に当たり、青森市より協議があった際には、AED搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。

公園施設設置許可申請書（物件○）

青森市長 西 秀記 様 都市公園法第5条第1項の規定により公園施設設置の許可を申請します。 令和 年 月 日 申請者 住所 氏名 電話 () 印			
1 公園施設設置者の住所氏名及び職業	○○		
2 公園施設を設置する都市公園	合浦公園（青森市営野球場）		
3 公園施設の種類及び名称	自動販売機 ○台		
4 設置の目的	○○飲料水（あるいはアイスクリーム）販売のため		
5 設置の期間	自令和6年4月1日 至令和8年11月30日		
6 自動販売機NO及び使用面積	NO ○○、実使用面積 ○.○○㎡		
7 公園施設の管理方法	○○（例：毎日、週に一度 等）		
8 公園施設の構造	別添		
9 工事の実施方法	○○（例：自販機本体設置、基礎設置、引込柱設置 等）		
10 工事の着手予定日	令和6年○月○日	11 工事完了予定日	令和8年11月30日
12 都市公園の復旧方法	現状復旧		
13 添付図書	○○（例：設置位置図、設置する自動販売機の資料 等）		
14 使用料	¥ ○○○○		
15 連絡調整責任者	○○		
青市指令地ス第 号 上記の申請について許可します。 令和 年 月 日 青森市長 西 秀記 印	摘要 都市公園における自動販売機の設置許可条件を遵守すること。		

太枠内は記入しないでください。

公園施設設置許可申請書（物件○）

青森市長 西 秀記 様 都市公園法第5条第1項の規定により公園施設設置の許可を申請します。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 住所 申請者 氏名 電話 () 印 </div>			
1	公園施設設置者の住所氏名及び職業	○○	
2	公園施設を設置する都市公園	浪打公園（青森市スポーツ会館）	
3	公園施設の種類及び名称	自動販売機 ○台	
4	設置の目的	○○飲料水（あるいはアイスクリーム）販売のため	
5	設置の期間	自令和6年4月1日 至令和9年3月31日	
6	自動販売機NO及び使用面積	NO ○○、実使用面積 ○.○○㎡	
7	公園施設の管理方法	○○（例：毎日、週に一度 等）	
8	公園施設の構造	別添	
9	工事の実施方法	○○（例：自販機本体設置、基礎設置、引込柱設置 等）	
10	工事の着手予定日	令和6年○月○日	11 工事完了予定日 令和9年3月31日
12	都市公園の復旧方法	現状復旧	
13	添付図書	○○（例：設置位置図、設置する自動販売機の資料 等）	
14	使用料	¥ ○○○○	
15	連絡調整責任者	○○	
青市指令地ス第 号 上記の申請について許可します。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 青森市長 西 秀記 印 </div>			摘要 都市公園における自動販売機の設置許可条件を遵守すること。

太枠内は記入しないでください。

公園施設設置許可申請書（物件○）

青森市長 西 秀記 様 都市公園法第5条第1項の規定により公園施設設置の許可を申請します。 令和 年 月 日 申請者 住所 氏名 電話 () 印			
1 公園施設設置者の住所氏名及び職業	○○		
2 公園施設を設置する都市公園	青森市スポーツ公園（青森市スポーツ広場）		
3 公園施設の種類及び名称	自動販売機 ○台		
4 設置の目的	○○飲料水（あるいはアイスクリーム）販売のため		
5 設置の期間	自令和6年4月1日 至令和8年12月31日		
6 自動販売機NO及び使用面積	NO ○○、実使用面積 ○.○○㎡		
7 公園施設の管理方法	○○（例：毎日、週に一度 等）		
8 公園施設の構造	別添		
9 工事の実施方法	○○（例：自販機本体設置、基礎設置、引込柱設置 等）		
10 工事の着手予定日	令和6年○月○日	11 工事完了予定日	令和8年12月31日
12 都市公園の復旧方法	現状復旧		
13 添付図書	○○（例：設置位置図、設置する自動販売機の資料 等）		
14 使用料	¥ ○○○○		
15 連絡調整責任者	○○		
青市指令地ス第 号 上記の申請について許可します。 令和 年 月 日 青森市長 西 秀記 印	摘要 都市公園における自動販売機の設置許可条件を遵守すること。		

太枠内は記入しないでください。

(様式1)

受付番号

申 請 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

申請人 本店所在地
名称又は商号
代表者職氏名

電話番号
FAX番号
担当者氏名

本店

実印

下記許可物件に係る一般競争入札に参加したいので、青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する一般競争入札実施要領第4条の規定により申請します。

1 許可物件

物件番号	公園名称(施設名称)	所在地

2 添付書類

提出	提出書類(各1部)	法人	個人	備考
①	誓約書(様式2)	○	○	
②	委任状(様式3)	△	—	
③	事業者(会社)概要	○	○	
④	自動販売機設置実績報告書(様式4)	○	○	
⑤	印鑑証明書	○	○	写し可
⑥	営業証明書	—	○	写し可
	登記事項証明書	○	—	写し可
⑦	納税証明書(国税)その3の2	—	○	写し可
	納税証明書(国税)その3の3	○	—	写し可
⑧	取扱商品一覧表(様式5)	○	○	
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○	
⑩	自動販売機の管理等に関する届出書(様式6)	○	○	

※ 提出書類について、左欄「提出」に「○」を記入して下さい。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

申請人 本店所在地
名称又は商号
代表者職氏名

本店

実印

青森市が実施する都市公園における自動販売機の設置許可に関する一般競争入札への参加申請に当たり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約するとともに、当該一般競争入札に関し、市税の納入及び申告状況について青森市が調査を行うことに同意します。

(誓約事項)

- 1 申請書及び関係書類に記載した事項に相違ないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 3 当該一般競争入札に係る公告の日から過去3年の間及び当該一般競争入札に係る公告の日の翌日から参加申請の日までの期間において、政令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- 5 青森市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- 6 当該一般競争入札に係る公告の日から過去3年間以上自動販売機の設置業務を行った実績を有し、参加申請の日においても引き続き当該業務を行っていること。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- 9 本店所在地及び青森市において、当該一般競争入札に係る公告の日から過去3年間又は公告の日から参加申請の日までの期間において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(様式3)

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

委任者 本店所在地
名称又は商号
代表者職氏名

本店

実印



私は、下記の者を代理人と定め、下記許可物件に係る事務手続きに関して、次の権限を委任します。

1 許可物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地

2 受任者

所在地
名称又は商号
職氏名

受任者印(使用印鑑)

支店・営業所



3 委任事項

- (1) 入札に関する事項
- (2) 設置許可申請に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) その他許可に関する一切の事項

(様式4)

自動販売機設置実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

申請人 本店所在地

名称又は商号

代表者職氏名

本店

実印

1 自動販売機設置業務の実績については、下記のとおりです。

設置場所		所在地	設置台数	設置期間
所有者	名称等			

(記載上の留意点)

- 過去3年間において継続して自動販売機設置業務を実施していることを確認するため、複数の実績がある場合は、直近の実績のうち主なものを記載すること。
- 青森市の施設における実績がある場合、当該実績を優先して記載すること。
- 「設置場所の所有者」欄の記載は、次のとおりとすること。
 - 国又は地方公共団体の場合は、省庁名又は都道府県・市町村名を記載
 - 団体又は民間企業の場合は、団体名又は企業名を記載
 - 個人経営の商店等、場所の所有者が個人の場合は、「民間私人」と記載
- 「設置施設の名称等」欄の記載は、次のとおりとすること。
 - 施設名(〇〇事務所、△△高等学校、スーパー□□店、▽▽ビルなど)がある場合はその名称を記載
 - 施設名がない場合又は建物のない土地に設置している場合は、「建物内」、「建物の軒下」、「更地上」など設置場所の状況を記載
 - 設置期間は「〇〇年△月～〇〇年△月」又は「〇〇年△月～現在」と記載すること

2 市内における本店又は支店・営業所等の営業拠点の所在地は下記のとおりです。

営業拠点の名称	営業拠点の所在地

(様式6)

自動販売機の管理等に関する届出書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

届出人 本店所在地
名称又は商号
代表者職氏名
電話番号
FAX番号
担当者氏名

本店又は
委任している場合、
支店・営業所のみで可

実印

下記許可物件に設置する自動販売機の個別業務等の実施者について、次のとおり届け出ます。

1 許可物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地

2 個別業務の実施者

区 分	会社名・所属部署・実施者	連絡先 (電話番号)
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他 ()		

※ 個別業務の実施者等記載された内容が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合がある。

(様式7)

青 市 地 ス 第 号
令 和 年 月 日

一般競争入札参加資格確認結果通知書

様

青森市長 西 秀記 印

下記許可物件に係る一般競争入札参加資格確認申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

1 件名 都市公園における自動販売機の設置許可

2 許可物件

物件番号	公園名称（施設名称）	所在地

3 入札公告日 令和 年 月 日

4 入札参加資格 有 ・ 無

5 入札参加資格が無いと認めた理由

- ※ 入札参加資格を有すると認められた方は、入札に際し、本通知書をお持ちください。なお、参加資格者は当該入札に係る募集要項及び仕様書等を了承のうえ入札に参加してください。
- ※ 入札参加資格が無いと認められた方は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、令和6年3月6日（水）午後5時までに地域スポーツ課へその旨を記載した書面（様式は任意）を直接お持ちください。

(様式8)

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

本店所在地
名称又は商号
(質問者) 代表者職氏名

本店

1 許可物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地

2 質疑事項

質問事項	内容

(様式9)

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

住所又は所在地
名称又は商号
職 氏 名

入札者

本店又は
委任している場合、
支店・営業所のみで可

実 印

(代理人氏名)

印

1 件名

都市公園における自動販売機の設置許可

2 入札物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地
	合浦公園 (青森市宮野球場)	青森市合浦二丁目 14-53

3 入札金額

金 額		百万		千		円
-----	--	----	--	---	--	---

※1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。

※2 希望金額 (許可期間中の使用料の総額 (32ヵ月分の金額)) に相当する金額を記入すること。

※3 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記入の上、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。

※4 文字若しくは金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの又は物件番号に対応する公園名称等が異なるものは無効とする。

(様式9)

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

住所又は所在地
名称又は商号
職 氏 名

入札者

本店又は
委任している場合、
支店・営業所のみで可

実 印

(代理人氏名)

印

1 件名

都市公園における自動販売機の設置許可

2 入札物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地
	合浦公園 (青森市宮野球場)	青森市合浦二丁目 14-53

3 入札金額

金 額		百万		千		円
-----	--	----	--	---	--	---

※1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。

※2 希望金額 (許可期間中の使用料の総額 (32ヵ月分の金額)) の110分の100に相当する金額を記入すること。

※3 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記入の上、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。

※4 文字若しくは金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの又は物件番号に対応する公園名称等が異なるものは無効とする。

(様式9)

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

住所又は所在地	本店又は 委任している場合、 支店・営業所のみで可	実印
入札者 名称又は商号		Ⓜ
職 氏 名		
(代理人氏名)		Ⓜ

1 件名

都市公園における自動販売機の設置許可

2 入札物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地
	浪打公園 (青森市スポーツ会館)	青森市合浦一丁目 13-1

3 入札金額

金 額		百万		千		円
-----	--	----	--	---	--	---

※1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。

※2 希望金額 (許可期間中の使用料の総額 (36ヵ月分の金額)) の110分の100に相当する金額を記入すること。

※3 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記入の上、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。

※4 文字若しくは金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの又は物件番号に対応する公園名称等が異なるものは無効とする。

(様式9)

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

住所又は所在地	本店又は 委任している場合、 支店・営業所のみで可	実 印
入札者 名称又は商号		
職 氏 名		
(代理人氏名)		印

1 件名

都市公園における自動販売機の設置許可

2 入札物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地
	青森市スポーツ公園 (青森市スポーツ広場)	青森市大字大矢沢字野田 87 番地 4

3 入札金額

金 額			百 万			千			円
-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

- ※1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。
- ※2 希望金額 (許可期間中の使用料の総額 (33ヵ月分の金額)) の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ※3 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記入の上、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。
- ※4 文字若しくは金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの又は物件番号に対応する公園名称等が異なるものは無効とする。

(様式9)

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 青森市長

住所又は所在地
名称又は商号
職 氏 名

入札者

本店又は
委任している場合、
支店・営業所のみで可

実 印

(代理人氏名) (印)

1 件名

都市公園における自動販売機の設置許可

2 入札物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地
	青森市スポーツ公園 (青森市スポーツ広場)	青森市大字大矢沢字野田 87 番地 4

3 入札金額

金 額			百 万			千			円
-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

- ※1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の文字を記入すること。
- ※2 希望金額 (許可期間中の使用料の総額 (33ヵ月分の金額)) に相当する金額を記入すること。
- ※3 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記入の上、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。
- ※4 文字若しくは金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの又は物件番号に対応する公園名称等が異なるものは無効とする。

(様式10)

令和 年 月 日

委 任 状

(あて先) 青森市長

委任者 住所又は所在地
名称又は商号
職 氏 名

本店又は
委任している場合、
支店・営業所のみで可

実 印



私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名
都市公園における自動販売機の設置許可

2 入札物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地

3 代理人

住 所	
氏 名	⑩

※ 代理人の押印に当たり、浸透印 (例: Xスタンプ) 等の複製の容易な印鑑は使用しないこと。

(様式 11)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

青 森 市 長

届出人 本店所在地
名称又は商号
代表者職氏名

実 印



下記物件に係る一般競争入札参加の申請をしましたが、都合により入札を辞退します。

- 1 件名
都市公園における自動販売機の設置許可

2 許可物件

物件番号	公園名称 (施設名称)	所在地